

決算特別委員会会議録

平成20年10月29日(水)

(開会) 10:00

(散会) 16:55

委員長

ただいまから平成19年度決算特別委員会を開会いたします。

この際、委員会の運営方法についてお諮りいたします。本日からの実質審査につきましては、お手元に配付しております平成19年度決算特別委員会の審査順序に記載のとおり審査していきたいと考えております。

最初に監査委員の審査意見書に対する質疑、2番目に各款ごとの質疑に入ります。お手元の資料に示していますように、歳出は6つに、歳入は3つに区切って質疑をしていただきます。また、質疑は通告されているものから行っていただき、その後で通告以外の質疑があればお受けしたいと考えております。

続いて、一般会計に対する総括質疑を行い、討論、採決については保留して最後に行いたいと思います。

3番目に、特別会計の審査に入ります。特別会計につきましては、歳入歳出一括して質疑を行っていただきます。なお、討論、採決につきましては、一般会計と同様に保留して最後に行いたいと思います。

4番目に、財産に関する調書、基金の運用状況に関する調書に対する質疑を行っていただき、最後に一般会計から特別会計の順に討論、採決を行いたいと思います。

以上のように委員会審査を進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

御異議がないようですから、そのように運営させていただきます。

次に、審査を行います過程で、各款または各特別会計に関係のない職員で事務に支障を来す場合には、各職場で仕事をさせていただくことにして退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

御異議がないようですから、そのような取り扱いをさせていただきます。

最後に、執行部の皆さんに要望いたします。この特別委員会がスムーズかつ能率的に運営できますように、審査を行う款に係る課の方はできるだけ前方の席にお着きいただき、各委員からの質疑に対しては、その内容を確実に把握され、はっきりと的確に答弁をしていただきますように、特に要望をいたしておきます。また、審査対象となる方々につきましては、随時交代して前のほうに着席していただきますようお願いいたします。

それでは、審査に入ります。最初に、監査委員の審査意見書に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

監査委員の審査意見書に対する質疑を終結いたします。

「認定第1号 平成19年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。

各款ごとの質疑に入ります。まず、第1款議会費及び第2款総務費、103ページから131ページまでの質疑を許します。なお、質疑をされる際には、事項別明細書のページ数と費目を示して質疑をされますようお願いいたします。まず、質疑事項一覧表に記載されております楡井委員の質疑を許します。

楡井委員

おはようございます。通告にありますように決算書の103ページ、それから提出された資料でいえば10ページに関連して、職員の問題についてお聞きしたいと思います。職員の減少

が市民サービスにどういうふうに関連しているかという問題についてであります。

そこで、まず人件費がどうなっているかということについて少し述べさせていただきますが、平成18年が74億6,366万円でありまして、そのうちの85%が正職員の給与ですね。それから、6.5%が嘱託職員の給与、臨時職員が8.2%という構成になっています。人数は、それぞれ972人、177人、395人という内訳であります。それが平成19年になりますと5億6,051万円減少して69億315万円の人件費になっています。これは前年と同じく正職員の比率、それから嘱託職員の給与の比率、さらには臨時職員の比率、これはもうほとんど比率としては変わりません。人数は、正職員が914人、嘱託職員が177人、これは同じです。さらに臨時職員は353人と、約40人減っています。

そういう状況の中で質問ですけれども、平成19年、職員の新規採用数、これはどうなっておるかという点が、まず第1点です。よろしくお願いします。

人事課長

おはようございます。ただいま御質問の平成19年度の採用試験で採用した職員数でございますが14名ということでございます。内訳といたしましては事務職が12名、それから土木技術職が2名ということになっております。

楡井委員

14名の新採用ということですから、人数が減っていったる関係から見ると平成18年に比べて58人減っていることになりまして、さらに14人の採用ということでは、実質の減は72人というようなことになるんじゃないかというふうに思います。

それで、この2年間で、ほぼ行革目標の168人でしたか、これが達成されたというふうに聞いておりますけれども、そういう認識でいいでしょうか。

人事課長

今申し上げましたように平成19年度の採用試験に伴いまして、平成20年度に新規採用した職員が14名ということでございますが、平成19年度の退職者といたしましては定年退職者33名のほか勸奨退職等、特に市立頼田病院の民間への移譲ということも伴いまして101名の退職者が出ております。そういうことで職員数でございますけれども、当初計画でございますと5年間で168名の職員数を減らすというような計画を立てておりましたが、結果といたしましては、18年度からの推移を見ますと、採用と退職の相殺といたしまして167名の職員が減少しておるという状況でございます。

楡井委員

平成19年の採用ではなくて平成20年の採用でしたね。それでも167人、平成18年と19年で退職されて、168人という削減といえますか人数を減らす関係でも、ほぼ達成したということになっています。

それで、これだけ正規の職員の方たちが退職されて、嘱託職員、それから臨時職員、再任用の職員の方たちで業務を賄っているということになりますので、いろいろ問題が出てきてるんじゃないかというふうに思います。先ほどの数字で言いますと、正規職員が914人に対して、臨時、それから嘱託職員、これが530人になりますから、正規職員は、全体のうちのわずか58%にしか当たりません。さらに、この914人の中には再任用の方も入っているというふうにお聞きしてるんですけれども、914人の正職員の中に再任用の、ことしだけでいえば33人ということになると思うんですけれども、そういう理解でいいでしょうか。

人事課長

確認でございますが、914ということ御質問でございますので、平成19年度の数字ではなかろうかと思いますが。その中の再任用職員の人数は18名ということでございます。この部分に掲示しておりますのは一般会計分ということでございますので、特別会計、あるいは企業会計のほうで雇用しておる再任用の人数は含まれておりませんので、御理解のほどお願い

したいと思います。

楡井委員

それで、今言われたとおりに一般職の方の数字だけです。日ごろ私たちが、市民の方が目にするといいいますか接触する多くの方は、この一般業務についておられる方たちだと思うんです。

そこで、臨時職員の方たちは、やっと仕事が慣れた半年過ぎると退職しなければならない。また、そこで再雇用されると別の課に移されるというようなことであります。例えば議会事務局でも、ことし春にお目にかかっていた人は、現在おられなくて、新しい人が採用されているというような状況で、やっと慣れたかなというふうに思うと、また新しい人にかわっている、そういう状況が各課にあるんじゃないかというふうに思います。

さらには、嘱託職員の方たちは年配の人が多いいということもありまして、正職で働いている職員の方たちも、外から見よると遠慮がちな状況もありますし、市民に対しても横柄なというふうに言葉が正確かどうかわかりませんが、若干、見下しておるような態度を見かけることがたまたまあります。さらには、電話の応対等も手間がかかって、なかなか返事が返ってこないという市民の方たちの不満も聞きます。

さらには、市民が見た場合、正職員の方も嘱託職員の方も臨時職員の方も、区別はありません。したがって、全部が職員と見えるわけです。したがって、仕事をしていないというような人もたくさんいるということで、市民の方たちの不満の増になっている。さらには、そういう状況の中で正職員の方たちは大変忙しいと。特に税務とか国保、介護、障がい、こういうところの窓口にはいつも列が、人がたくさんおって、なかなか自分の番が回ってこない。難しい説明に時間がかかって、おざなりな対応になるというケースもあるんじゃないかというふうに思います。

そういう状況の中で、ことしの春先、確定申告に基づく税務通知の誤りといいますが、そういうのが発生した、こういうことになってるんじゃないかというふうに思われます。そういうところで、今私が述べたような市民の方たちの意見や不満、こういう状況は人事課なり総務部などは掌握しておられますでしょうか。

人事課長

確かに、人事課のほうにも職員の対応に対する苦情というのは、たびたび電話、あるいは直接訪問をいただきまして市民の方から苦情をいただくことはございます。ただ、今御指摘がございましたような理由によるものかどうかということになりますと、若干、私といたしましては疑問に思うところもあるところでございます。

例えば、再任用職員、それから嘱託職員、そういうふうな高齢者を置くから、なかなか管理監督職のほうの指導が難しいんじゃないかというような御指摘もございますが、この部分につきましては採用時について、そういうふうな職場環境になるけれども、きちんと上司の命令に従って仕事ができるかというような確認指導もしておるところでございまして、そういうふうな理解のもとに職務についていただける方を採用しておるところでございまして、そのような問題が生じているというふうには理解をしております。

また、苦情をいただきます部分につきましても、ただいま窓口の関係の御指摘もございましたけれども、窓口におきましては、私どももたびたび職場を確認をさせていただいておりますが、正規の職員での対応というものが大部分でございまして。臨時職、あるいは嘱託職を使っているからというようなことには、直接結びつかないのではないかというような認識をしております。

ただ、苦情があることは確かでございますので、その都度、所属長を通じて指導をするというような対応をとっておりますけれども、各職場の状況について、いま一度確認を行いまして、そのような実態があれば指導を行うとともに、職員配置につきましても適正化に向けて検討をしてみたいというふうに考えております。

楡井委員

窓口対応が嘱託職員や臨時職員で対応しているからおざなりになるんだということじゃなくて、正職員が対応している場合が多いと思うんですよね。しかし、正職員の方は、先ほど言ったような人数の関係もありますし、臨時職の方たちの人数の増加もあって、その人たちが対応しきれない。したがって、正職員の方が対応しなければならない。その正職員の忙しさ、そういうことが原因で対応がおざなりというか、教条主義、教条的な状況になっているのではないかという指摘でありますので、そこのところを理解しておいていただきたいと思います。

さらに、支所の体制についても、少しお聞きしておきたいと思います。合併以来、年々、支所の体制も弱まっているのではないかというふうに思います。私は穂波支所に入入りすることが多いんですけど、筑穂、それから穎田等に行きますと 庄内は余り行ったことがないんですけど 玄関を入った途端に、何かすうつとした感じがするんですね。つまり、冷やっとした感じなんです。幸い穂波は、2階に上下水道局、それから3階には教育委員会関係が本庁機能でありますから若干違いはあるんですけども。旧飯塚市が、かつて二瀬町、それから幸袋町、それから鎮西村、ここと合併をして支所機能でやってきたと思うんです。そういうふうにやってきたとは思わんですけども、かつての役場機能が、今はもうほとんど感じられないという状況になっていて、穎田、庄内、筑穂、穂波、各支所の行く末を見るような感じがするわけです。

そこで現在、二瀬、幸袋、鎮西、鯉田、ここはもう支所機能でなくて出張所ということになっているというふうにお聞きしましたが、その4つの機関といいますか、ここに正職員、嘱託職員、臨時職、こういうのがどういう配置になっているか教えていただきたいと思います。

人事課長

確認でございますが、二瀬、幸袋、鎮西、鯉田についてお答えすればよろしゅうございましょうか。

楡井委員

二瀬、幸袋、鎮西、鯉田、旧4町。

人事課長

わかりました。19年度の状況で御答弁させていただきます。まず、二瀬出張所でございますが、再任用職員を1名配置しております。なお、各出張所におきましては地区公民館を配置しております。それで公民館に配置しております職員にも併任をかけまして、出張所の職員が欠けた場合については公民館職員が対応するというようになっておりますので、あわせてお答えをさせていただきますと、二瀬公民館、4名配置をしております。正規の職員 係長級でございますが 1名と嘱託職員が2名、臨時職員が1名となっております。

また、幸袋出張所でございますが、出張所に嘱託職員が1名。また、公民館につきましては4名でございますが、係長1名、嘱託2名、臨時職1名となっております。

次に、鎮西出張所でございますが、再任用職員が1名。公民館につきましては二瀬、幸袋と同様でございます。4名の配置ということで、内訳も同様でございます。

鯉田出張所につきましては嘱託職員が1名。それから、公民館につきましても4名配置しておりまして、配置の状況につきましては、さきに述べました3つの公民館と同様という状況となっております。

楡井委員

職員の配置の問題で、もう一点お聞きしておきますけども。各地に存在する同和会館、それから人権同和啓発センター、ここの職員の配置についてもお聞かせ願いたいというふうに思います。

人事課長

平成19年度の配置状況について、4つございます施設の状況をお答えいたしますと、まず

は立岩会館でございますけれども嘱託職員が2名、次に伊岐須会館でございますが嘱託職員が2名、それから穂波人権啓発センターでございますが嘱託職員が3名、次に筑穂人権啓発センターでございますが嘱託職員が1名、それから臨時職員2名という状況になっております。

楡井委員

防災の面でも心配される向きがたくさんあります。それで、火災や災害などで即応できる人的能力ということになれば、まずやっぱり自治体職員が上がってくるというふうに思うんですね。これが各支所で大幅に減少している状況ですから、この心配は当然のことではないかと思うんです。そのような市民の声は当然お聞きだと思っただろうですね。タウンミーティングや町内会長会、老人会、防災会議等でお聞きだというふうに思います。そこで、これらの不安に、どう対応しようとしているのかについてお聞きしたいと思っただろう。

総務課長

支所での災害対策につきましては、一昨年、平成19年度の当初に機構改革によりまして、支所の6班体制が初動中心の3班体制に変更したところでございます。おおむね平成18年度から19年度にかけて3割以上、職員が減ったという状況がございました。このため災害発生の初動体制でございます警戒本部態勢と災害対策本部の第1配備態勢を見直しまして、第1配備態勢までについては支所の職員で対応することを基本としております。各支所エリアで局地的に災害が発生した場合は、状況に応じて本庁からの応援職員を増員するというような考えでおります。その応援職員につきましては旧町出身者を中心といたしまして、支所ごとにあらかじめ10名を登録しております。休日、夜間であれば、自宅のほうから直接各支所へ登庁するという体制をとっております。またさらに、その10名でも不足するというような場合は、支所からの要請によりまして本庁の第3配備の要員から必要人数を派遣するというような対応をとるということにしております。

楡井委員

一つの例として聞きますけど、一番新しく穎田で火災がありました。ここで、どんなふうな対応になりましたでしょうか。

総務課長

このときには本庁のほうからの応援というようなことはやっておりません。穎田支所のほうで対応したということでございます。

楡井委員

それから、この関係で最後の質問になりますが、窓口時間延長サービスが今試行中ということになっていますが、この実施状況が現状のところであれば、それからさらに、それに対応するために残業といたしますか、残った職員の人たちの待遇といたしますか、これについて把握できていれば把握していただきたいと思っただろうし、これが一時中断したというふうにお聞きしております。穂波で実施していたわけですがけれども、その中断したことについての市民の問い合わせ、そういうのがもし把握できていれば教えていただきたい。

行財政改革推進室主幹

窓口時間の延長サービスの実施状況につきましてお答えさせていただきます。今月から来年の3月まで試行という形で実施いたしておりますが、開庁日、時間といたしましては毎週木曜日、午後7時まで。それから、開設場所につきましては本庁、穂波庁舎、教育委員会、上下水道局、それから4支所を開設場所といたしております。

利用者数等の状況でございますが、今月から実施いたしまして4週間が過ぎております。全体で申し上げますと396件、250人、1日平均が約63人という形になっております。その内訳でございますが、本庁につきましては届け出等が220件、来庁者数145人、1日平均が約36人。穂波庁舎でございますが、教育委員会が、届け出等が5件、来庁者が1人。上下水道局が、届け出数が38件、来庁者13人、1日平均約3人。穂波支所でございますが4

7件、35人、1日平均約9人。筑穂支所でございますが40件、来庁者数は33人、1日平均が約8人。庄内支所でございますが、届け出等が22件で来庁者数16人、1日平均約4人。額田支所が届け出等14件、来庁者数が7人、1日平均約2人となっております。

合併前に穂波町のほうで窓口延長をしておりましたが、合併後は窓口延長はやっておりませんが、それに関する住民からの問い合わせ等はお聞きいたしておりません。

楡井委員

今の質問全体を、質疑を押しなべて言うと、やはり職員の減数というのが、いろいろ市政を運営していく上で一定の矛盾になっているんじゃないか。財政的な問題は、それなりに減少はしてきているというふうに思いますけれども、臨時職、嘱託職の給料も、当然のことながら比率としては上がっていったらいいということも言えます。

人事配置についても、この5年間で目標達成する予定で組んできたのに、2年間で達成してしまったのかという点については、やはりメンタル面での退職等も相当数あるというふうに聞いております。そういう意味では、人材の適材適所の配置ということも言葉では述べられましたが、そういう点を十分気をつけられて、今後ひとつ運営していただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

委員長

次に、江口委員の質疑を許します。

江口委員

105ページ、総務管理費の中でございます人事評価制度について、まずお聞きいたします。人事評価制度、本決算においては研修委託料として241万5千円が上がっているわけですが、人事評価制度をどのように、これから先、運用していこうとしているのか。また、研修委託の中で、どのような成果が上がってきたのかについて御案内をお願いいたします。

人事課長

人事評価制度の研修に関する進捗状況という御質問でございますけれども、この制度導入のきっかけと申しますのが、国におきまして公務員制度改革ということが打ち出されました。その中で客観的な評価制度の導入を通じた能力実績重視の人事制度の確立など、あわせて地方公共団体における改革を推進するというような方向性が示されましたことから、これに対応するため、合併後、直ちに目標管理と能力評価からなります人事評価マニュアル、この作成に着手をいたしました。

また、それとあわせて人事評価制度についての研修を職員に実施をいたしまして、現在その研修も続けておりますけれども、平成18年度は課長補佐級の職以上を対象に、試行として、この評価制度を導入いたしまして、順次、対象職員の範囲を広げ、現在、全職員を部長級から係長級の職員について制度導入を行い、一般職につきましては現在試行として実施をしておるという状況でございます。

江口委員

これから先、この人事評価をどのように使おうと考えておられるのかが1点。それと、先ほど話の中で能力、それと目標管理等々がございました。非常に大切なところだと思うわけですが、この点について昇任試験ですね 飯塚市では行っておりませんが これについても導入を検討すべき時期に来ているかと思いますが、その点についてどのようにお考えなのか、お聞かせください。

人事課長

ただいま御質問ございました評価を、どういうふうに活用するのかということの御質問でございますが、まず1点につきましては人材育成と、このツールの1つということととらえて、ただいま申し上げましたように目標管理、あるいは能力評価ということを通じまして、1年間かけまして、その職員が何を目標として仕事をしていくのかということが、この目標管理のシス

テムにおきまして明確になるという効果がございます。その中で計画的に職務のほうが遂行できる。したがって、それなりの業績というものが上がってくるのではないかと。ただ、漠然と仕事をしているという状況から、そのような目標管理を導入することによりまして業務の実績と申しましょうか、市全体の業務の実績というものが、より出されると。また、質的にも向上されるというような効果を期待をしておるところでございます。

また、能力評価ということでございますが、これにつきましても1年間、自分の能力のどこを向上していくのかというような目標を設定して進めてまいりますので、現状よりも職員の資質の向上ということが期待できますし、また評価者の評価によりまして、その職員のすぐれているところ、劣っているところ、これが明確となりますので、今後、自分の資質の向上のためにどの部分を強化していけばいいのかということが明確になると。そのことが、まず1点ということで挙げられると思います。

また最終的には、先ほど申しましたように国におきます公務員制度改革の一環ということで導入がされております。国におきましても処遇の反映ということで現在進められておりますので、将来的には、この地方公共団体のほうにも入ってくる。また、実際に処遇に反映をしておりま団体もでございますので、飯塚市におきましても来年度から課長補佐以上の管理職につきましては一部処遇の反映ということを、評価に基づきまして導入をする予定にしております。

それから最後でございますけれども、人事異動に活用するのかという御質問でございますが、現在は一般職員につきましては試行の段階でございます。係長以上については導入初年度ということでございますので、具体的な人事制度への活用ということは現在行っておりませんが、将来的には本人の能力や適性、これが評価結果にあらわれますので、当然に人事異動等の参考資料として活用できるものというふうに考えております。

江口委員

どうやって使うかという部分はわかったんですが。その評価の部分で目標管理、そして能力評価というお話ございましたが、そうしますと、これがある程度、ほかの職員から見てもわかるような形でないと、きちんとした達成感であるとかにつながらないと思うわけです。その点について、どう考えるかが1点。それと、先ほどお聞きして答弁が漏れてたかと思うんですが、昇任試験について、どうお考えになるのかが1点。この2点、お願いをいたします。

人事課長

評価につきましても御指摘でございますけれども、この部分につきまして、私ども合併後、評価制度の構築ということで検討を進めておりますけれども、これにつきましてはコンサルあたりも入れまして、公平公正な人事制度の構築に向けての検討をしておるところでございます。

また、制度の中につきましては苦情処理委員会というものも設けまして、一定評価について異議がある職員については、その委員会にかけまして公平公正に行われるように、その適性さというのを評価するような、そういう仕組みも設けております。

また、第1番に必要なのは、その評価者が適正に評価ができるか、その能力が備わっているかということになるかと思いますが、そのために評価者を対象に、研修につきましても継続的に現在も進めておるところでございますので、その点については、私どもとしましては最大限配慮をしているように思っております。

また すみません、答弁が漏れましたが 昇任試験についてでございますけれども、これにつきましては飯塚市人材育成計画というものを平成18年、策定をしております。その中にも昇任試験の導入については検討項目ということで入れておりますけれども、現在のところ実施には至っておりません。昇任試験の実施の前提といたしましては、受験資格をどのように設定するのかという課題がございますが、そのための基準としては、その者の勤務実績をあらゆる公平公正な人事評価制度の構築、これがまずは前提となると考えます。全職員に対しまして公平公正な人事評価が行えるよう精力的に研修、また制度の検証を行っておりますが、昇任

試験の実施につきましては評価制度の本格導入後には実施を検討したいというふうに考えております。

江口委員

目標管理が非常に大切になるんだろうとっております。そのときに、ある自治体では、それぞれの部長であるとかが今期の目標、あるいは自分のマニフェストとして掲げると。きちんとそれが達成できるかどうかを、周りも見る。そしてまた、その目標が適正かどうかですね。目標があっても、それが妥当なものでなかった場合、非常に輕易な目標に終わった場合ですね。そうすると、達成はしたんだけど、進んだのはほんの少しだけというような形にもなりかねません。その目標の管理、立て方、そしてそれがきちんと皆様から見えるようなやり方を、ぜひ工夫をしていただきたいとっております。

あと、昇任試験のお話をさせていただきました。それぞれ皆様方は、何らかの法に基づいて業務を執行されるわけです。その法という部分を逸脱をしてやることのないよう、それがチェックできるようなそれが昇任試験も1つでしょうし、またその他いろんな研修もあるかと思うんですが、その点について、ぜひ早期にやっていただきたいとお願いをしておきます。

続きまして、手話研修についてでございます。手話研修が、委託料として10万800円上がっております。手話研修、ここ数年ずっと続いているかと思うんですが、じゃあ、これが本当に意義のある研修になっているかどうかについて、疑義があると感じております。手話研修について、現状はどうなっているのか。そしてまた、その研修をやった人間が、それが活かされているのかどうかについてどのようにお考えか、お聞かせください。

人事課長

手話研修でございますけれども、これにつきましては合併協議の中で飯塚市聴力言語障がい者福祉協会ほか2団体から、官公庁、公共施設職員を対象とした手話講習会を開催することということが強く要望されました。これを受けまして、市職員の聴覚障がい者とのコミュニケーション能力の向上を図るために、手話研修を平成19年3月に策定いたしました。飯塚市障がい者福祉計画の一事業ということで位置づけまして、担当部署を人事課ということで実施をしているものでございます。研修期間は6カ月間ということでございまして、毎年、飯塚市聴覚障がい者協会、こちらのほうへ講師の派遣をお願いしておりまして委託事業として実施をしております。

平成19年度には職員30名、それから公募による市民の方につきましても参加をお願いしておりますが、この市民の方の参加が10名ということで40名参加の中、実施をされております。手話につきまして知識のないところからの研修でございますので、6カ月間の研修では、窓口で手話による事務を進めていけるレベルまでの習熟がなかなか難しいものがございます。しかしながら、研修終了後は聴覚障がい者が窓口に来られた際の初期対応がスムーズに行なえているというような利用者側からの評価も受けておるところでございまして、一定の研修成果はあるものと考えております。

また、研修者の中には、研修終了後から手話の会サークルへ自発的に参加し研修を継続している者もあり、手話通訳者養成のための動機づけともなっておりまして、一定、研修の成果は上がっておるものというふうには認識しておりますが、ただいま御指摘ございましたように、それでは職員が手話で対応できるということが全窓口でできるかといいますと、そういう状況にはまだ至っておりませんで、今年度から手話通訳ができる職員を、社会・障がい者福祉課のほうへ嘱託職員として1名配置し、手話での事務手続を進める必要がある場合につきましては、その窓口へ派遣をするような体制をとっておるところでございまして、そのような高度な手話通訳ができる職員、この育成も今からの人事課の課題でございますが、研修施設等の問題もございまして、なかなか進捗していないという状況でございますが、今後とも検討し、そのような方向に向けて研修を計画していきたいというふうに考えております。

江口委員

この手話通訳につきましては、私のほうも団体からお話を聞いたことがございます。手話研修をやっているんだけど、その研修を受けた人間が窓口でお話をしようにも、他の業務が忙しくて、全然前のほうに出てきていただけない。ある意味、職場のほうで、この人間は手話通訳トレーニングをしているんだから、そういったお客様が来たときは、まずそこに行かせるという、その合意がまだできていないという話を聞いたことがございます。ぜひ、そういったところからやっていただきたい。その中で、最初は本当に日常会話ぐらいから始まるんだろうと思っています。せっかくこうやって研修をやるわけですから、それ以降、その研修を受けた人間が育っていけるような仕組みをお願いをしたいと思っております。これがきちんといかないと、確かに手話通訳について設置事業をスタートしまして、本庁には1名おられます。ところが、支所には設置事業、おられないわけですね。派遣事業もありますが、それについてはそれぞれ前もって派遣をお願いしなくてはならないといった点もございます。ある意味、これはコミュニケーションの第一歩であります。ぜひ、その点について、これが投じたお金が無駄にならないような仕組みをお願いしたい。また、それができるような、例えば希望者のみではなくて、どこどこには、各部なり各課について、それぞれ1名きちんと養成をしようといった形での研修を考えていただきたいと思っております。

続きまして、107ページでございます。107ページ、文書広報費の中で市報等文書配布委託料等々があるわけです。こちらについて、資料のほうを出していただいております。資料の11ページ、まずこちらのほうからお聞きしていきたいと思えます。

今、手話の件をお話をしましたが、市報にはいろんなチラシ等々も入っていきます。そして、印刷物についても読むことができない方々がおられるわけです。視覚障がいのある方々がおられるわけです。そういった方々に対して、市報であるとか、広報用チラシであるとか、きちんと音声訳ができていのかどうか、資料を出していただきました。これを見せていただきますと、配布文書例というところで声の市報等ということで、視覚障がい者あて月2回、市報全戸配布チラシ等とございます。全戸配布していただいているものについては、すべて音声訳をしていただいているという理解でよろしいでしょうか。

情報推進課長

今、御質問の件に関しましては、一応読めるものはすべて音声翻訳をすると。画像だけの部分がございますけども、それは非常に説明がしにくい部分がございますので、一応読めるものに関しましては、もちろん市報、それから隣組回覧であるとか、それから県から来るものであるとか、交通安全の問題であるとか、そういったものに関しましてはすべて音声翻訳のほうでお願いをしておる状況でございます。

江口委員

確かに、写真とか音声訳にすると非常に難しい部分があるわけです。それについては、何々の写真がありますというふうな形で通常音声訳をしていただくわけですが、今お話の中では、全戸配布についてはきちんとすべてやっている。隣組回覧の分についてもやっていただいているというお話だったんですが、そこら辺ちょっと確認させてください。

情報推進課長

市が1日、15日に出す文書に関しましては、読めるものはすべてですので、隣組回覧につきましても音声翻訳をしている現状でございます。

江口委員

ありがとうございます。以前は、市報についてだけは、合併前だったかと思いますが、市報については音声訳をしていただいたんですが、それ以外のチラシ等については音声訳がないんだよねという話を聞いたこともあります。今、お話を聞きまして、それ以外についてもきちんとやっていただいているということは、非常に配慮がなされたと思っております。

音声訳等についてはこれで終わりました、じゃ印刷物の市報、これについての配布についてお聞きしたいと思います。

この市報は、市民にあまねく知っていただく必要があるため、多大なコストをかけて印刷をして配布するものだと思っています。ところが、これが届いていない方がやはりまだまだおられるという状況がございます。まず、市報の配布方法が現状どうなっているのか、御案内をお願いいたします。

総務課長

市報の配布につきましては、飯塚市のシルバー人材センターのほうに委託して行っております。シルバー人材センターのほうでは、毎月2回、1日と15日になりますが、市報いづか、それから市が発行する文書、それから配布が必要な文書、こういったものを仕分けいたしまして、こん包した上で自治会長宅や公民館、大学、それから自衛隊、市民交流プラザなど、市が指定する場所、合計約300カ所に配布をいたしております。

具体的な方法としましては、配布の前日までにシルバーの作業所に印刷業者、市、あるいは社協のほうから搬入された文書を仕分けいたしまして、そこでこん包いたします。その後、配布当日に自治会長宅へ運搬して、配布しております。これに際しては、シルバーの会員さんの自家用車19台で、そういった運搬作業をしております。

配布を委託しております主な文書といたしましては、定期的な文書といたしまして、先ほどの市報のほか、福岡県だよりや公民館報など14種、不定期の文書といたしましては、行政相談チラシ、献血の協力依頼、胃がん検診チラシ、そういった文書のほか、各イベントの広報チラシなど、さまざまな文書を配布しております。

江口委員

各世帯への配布につきましてはどうなっておりますか、それが1点。

あとあわせて、各世帯への配布が届いていないと考えられる世帯数等を把握しておられましたら、お聞かせください。

市民活動推進課長

市報の配布につきましては、自治会長より市報の配布数が市に報告されております。平成20年1月の報告によりますと、自治会未加入世帯数は、平成20年度1月現在の住民基本台帳の世帯数5万6,781世帯に対しまして、自治会加入世帯は4万1,137世帯であります。約72%が加入しております。未加入世帯は1万5,644世帯でございます。

市報配布世帯数は4万3,371世帯、約76%でございます。住民基本台帳の世帯数5万6,781世帯からその数を差し引きますと1万3,410世帯、約24%が未配布の世帯となっております。自治会の未加入世帯1万5,644から市報未配布世帯数1万3,410を差し引きますと2,234世帯となり、自治会未加入世帯のうち2,334世帯に市報を配布しているということになっております。

なお、市内には277の自治会がございますが、すべての自治会内の世帯に配布をしている自治会は43自治会ありまして、約16%がすべての世帯に市報を配布しております。

江口委員

今のお話ですと、1万3,410世帯、24%もの方々に対して市報が届いていないという現状があるわけです。多額の経費を使って、知ってもらわなければ困ることをお伝えをするために、これを印刷をして配っていただいているわけです。277自治体のうち43自治体については、全戸配布をしていただいているわけです。配る方法につきましては、自治会長をお願いをする、もしくは場所によってはシルバーさんに全戸配布をお願いをするとしているのもあるかと思えます。また、それ以外のところもあるかと思えます。どんな形にしる、これをきちんと配らないと、市自体が困る形になるかと思うわけです。それについて、きちんとした努力を早急にやっていただきたいと思うわけです。

配布の方法について、他の自治体でこういったことをやっているという事例等をつかんでおられましたら、お聞かせいただけますか。

情報推進課長

市報、広報に関して、どういうふうに行っているかということにつきましては、私どもである程度つかんでおりますので、答弁させていただきます。

まず、近隣の自治体につきまして調べておりますので、御報告させていただきますが、近隣の嘉麻市、直方市、田川市につきましては、飯塚市と同様に、自治会経由で配布をいたしております。宮若市に関しましては、合併時に全戸配布ということで、これは委託で全戸配布をしております。ただし、そのときに自治会の自治会長、それから隣組長に対する報酬を幾らか減額したという状況がございます。

あと、町の段階でいきますと、桂川町、それから福智町は、飯塚市と同様に、自治会組織を使って配布をしております。

あと、少し遠くなりますけども、中間市は委託で全世帯、それから福岡市は自治会組織を使う部分と、それから区によっては委託で配布をしているという状況もございます。北九州市は、自治会を通じて配布をしております。それ以外に、飯塚市と同じように、公共施設、コンビニエンスストアに置いて、皆さん方に周知をお願いしていると。久留米市は、自治会経由で行っております。大牟田市は、シルバー人材センターを使って、全世帯に配布をしております。春日市は、新聞の折り込みの業者に委託して、新聞が配布されているところに対しては各世帯に配布をしているという状況でございます。

以上が、大体県内の主だったところの状況でございます。

江口委員

配布方法につきましてはいろいろなやり方があると思っておりますし、どれが正しいという部分はさまざまな見解があるかと思いますが、本当に伝えることが必要であるからこそ、こうやってやるわけです。今なお24%もの世帯に対して、知ってもらわなければならないことが届いていない、そのことがあるわけです。ぜひ、それについて、本当に早期に解決をお願いをしていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

市民活動推進課長

ただいまの市報及びチラシの配布につきましては、自治会長及び隣組長さんに依頼をして配布しているところでございます。市報につきましては、市報の発行規則において、今御指摘のように、各世帯に無料で配布するほか、希望者に対しては市長が必要と認める者に無償で配布するということを定められております。

今、御指摘のことでございますが、市としましては、市報の配布、チラシ等の重要な情報を市民の皆様にお伝えすることは行政として当然なすべきこととございまして、重要なことであると認識しております。未配布世帯の対応につきましては、自治会連合会理事会、各支部の自治会長会等におきまして、自治会の未配布、自治会未加入世帯を含め、すべての世帯に配布するように、現在、お願いをしているところでございます。

多くの情報を多くの市民の皆様にお伝えすることを目標に、いろいろな施策を検討し、どのようにして未配布世帯の数を少なくしていくかということを協議していきたいと考えております。

江口委員

ぜひ、その努力が早期に実を結ぶことを希望します。例えば注射であるとか、いろいろなものが情報として入っているわけです。市の施策も、これから市はこうやってやっていきたいという等々も盛り込まれるわけです。ぜひ、その部分について、早期に24%がどんどん減っていき、皆さんのところに市報がきちんと届く状況をつくっていただきたいをお願いいたします。

委員長

暫時休憩いたします。11時5分に再開をいたします。

休憩 10:59

再開 11:05

委員会を再開いたします。

八児委員の質疑を許します。

八児委員

すみません、簡単をお願いします。110ページ、報償費、弁護士の謝礼でございます。どんなふうな係争が現在行われているのか、少し内容について、説明できる範囲でようございますので、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

管財課長

弁護士謝礼金でございますが、208万8千円の内容ですが、2件ございます。1件は、旧穎田町において、昭和46年に市有地を現況で払い下げを行っております。その土地購入者が転売し、転売を受けたまた土地購入者が登記面積より51.81m²少なかったことから、最初の土地購入者が原告となり、市に対し47万849円の損害賠償請求の訴訟を平成18年8月に起こしたもので、5回の口頭弁論後に、平成19年6月に結審したものです。

なお、この訴訟費用等でございますが、10万2,450円が1件です。

もう1件でございますが、平成19年11月に、飯塚市鹿毛馬入会団体が原告となり、市に対し、旧穎田町名義の167筆、約202万m²について、入会権を有する確認及び真正な登記名義の回復のため、所有権移転手続を求める訴訟を起こしたものであります。

なお、訴訟費用の着手金でございますが、198万5,550円となっております。

以上2つで208万8千円となっております。

八児委員

2件目、かなりの金額の訴訟費用が出されておりますけども、これの勝つ見込みとか、そこら辺はどんなふうになっておりますか。

管財課長

今、顧問弁護士と協議を行いながら、現在、6回の口頭弁論が行われております。係争中ですが、本提訴額といえますが、約4,728万9千円の5%程度の着手金でございますが、勝訴とかどうかについてはちょっとこの場では差し控えさせていただきたいと思っております。

八児委員

それでは、今後、また費用が必要になってくるのかどうか、そこら辺についてお願いしたいと思います。

管財課長

今、2カ月に1回程度の口頭弁論でございますが、まだもう少しかかると思っております。それに伴います結審後に、実費及び報酬等の費用が必要となります。

八児委員

ありがとうございました。それで、実は私が言いたいというか、こういう係争についてなかなか知られないというか、知れないと思うんですけども、こういうことの結審になってない分はありますけども、全職員というわけにはいかないと思っておりますけども、やはりある程度の職員がこういう法律の問題について情報共有というか、そういうことをすることが何かあるかどうか、ちょっとそこら辺について、あるのかわからないかどうかをお示しを願いたいと思っております。

管財課長

提訴されたりした場合につきましては、各課各部で対応いたしております。また、そういう提訴につきましては、私のほうでは総務委員会のほうには必ず報告を上げております。

委員長

続きまして、江口委員の市民交流プラザについて、新産業創出支援コンサルタント業務委託等について、2項目続けてどうぞ。

江口委員

まず、114ページ、企画費、委託料の中の市民交流プラザ指定管理委託料についてお聞きいたします。

こちらのほう、資料のほうを出していただいております。資料の12ページ、こちらのほうに市民交流プラザの利用状況を出していただいておりますが、利用状況を見ますと、平成19年、非常に落ち込んでいるわけです。真ん中の団体事業及び自主事業利用者数についても、平成17年が6,379名だったのが3,748名、一般利用者も3万8,437名だったのが2万1,248名、この落ち込みの理由をどのように考えているのか、お聞かせをいただけますか。

市民活動推進課長

市民交流プラザの利用につきましては、幾つかの利用制限を設けております。その中に、他の利用者に迷惑をかけないことというところがありまして、公の秩序を荒らし、または乱し、または公序良俗に反する行為をしないことなどが挙げられております。平成18年度まで、高校生が勉強などの場として利用して、これを許可していた経過がありました。しかしながら、施設内で騒いで、他の利用者に迷惑をかけることがあり、その都度、注意と指導をしていますが、その後もバスセンターに近い関係もありまして、多くの高校生が同施設及び同フロアにたむろするような、または集合するようなことがございまして、騒ぐようになったために、施設の利用者から非常に苦情が出ておりました。これを踏まえ、平成19年度から高校生の利用を認めないようにしております。

また、4階から2階へ移転しました関係で、市民交流プラザは現在2階にございます。エレベーター、エスカレーター及び遠賀川の土手から、道路から直接利用が可能という利点がある反面、荷物を搬入する場合、駐車場からエレベーターを利用しての搬入となり、その点では4階は駐車場から施設が近いために便利だったとの利用者の声も聞いております。そのようなことで、減少しているというふうに認識しております。

江口委員

今言った高校生の利用を禁止したという点が1点、それは確かにあったかと思えます。これについては、私自身は、ある程度は利用していただく部分はよかったんだと思っております。確かに、騒いだりする人間については、当然、君は出ていってくれというお話をすることは必要ですが、ある程度スペースを区切った上で、ここの部分に関しては余り利用もないので、ここの部分だけは使っていいよ、そういった部分もやってよかったんだと思っております。現実には、高校生の利用をオーケーしたのも、そういった部分がありました。利用が伸びない中で、より市民交流プラザというものが市民に使っていただけるために、ある意味、そういった部分を含めて許可した経緯があったかと思えます。

その部分については、多少判断が分かれるところかと思えますが、実際に市民交流プラザを使う人間からすると、非常に使いづらくなったなというのが現状かと思っております。運用について、ここを使う団体等がここを使いたいと言ったときに、どのような形で許可等になるのか、その部分が非常に使いづらくなったというお話を聞きます。登録団体でないと使わせない、そういったお話をお聞きしますが、もともと市民交流プラザはそういった登録団体にとらわれず、市民活動全般において、それをサポートするためにつくられた分です。そのところについて、現況ではどのような形になっているのか、お聞かせいただけますか。

市民活動推進課長

市民交流プラザは、市民の自主的な公益的な市民活動を支援するとともに、市民活動、国際交流事業、国際交流活動、大学と連携したまちづくり、その他の公益事業を推進することを目的として設置されたものでございますので、そのとおりでございます。

江口委員

平成19年の段階で、登録をした団体でないと使わせないとやったことがあったのかどうか、まずその1点をお聞かせいただけますか。

市民活動推進課長

交流プラザの利用を円滑に行なうこと、また設置目的に沿った管理運営を行うために、利用団体の登録制を設けております。セミナー室、貸しロッカーの施設について、登録がないと利用できませんが、登録の手続は簡単なものでございます。その他、フリースペースなどのところについては、登録の必要はございません。

江口委員

やっぱりセミナー室、ある程度人数が集まって、きちんと会議をしたいと思った場合に、登録を迫られるわけです。それが本当にすべての団体に対して必要かどうか、私自身はそういったところまでが必要ではないと考えます。例えば、登録が必要であるとした場合には、例えばちょっとこんなことを考えたいよね、まず集まろうかと言って、部屋を押さえようとしてみても、じゃ団体の名称はどうなんだ、代表者はどうなんだとか、毎回毎回、登録を迫られるわけです。

ぜひ、一遍、もともとの設置目的を果たすために、どのようなやり方が一番望ましいか、すべてのことを考え直してゼロベースで、こういった落ち込んだ数字もでございます。市民交流プラザが本当に市民活動を支える場としてきちんと機能するために、どういうふうな形が望ましいのか、一遍きちんと見直しをしていただきたいと思うわけですが、その点についてどうでしょうか。

市民活動推進課長

公共施設等のあり方の委員会の中、または素案の中につきましても、多目的化、または高度利用ということを研究しなければならないという宿題が上がっておりますので、そのようにあわせて検討してまいりたいと思います。

江口委員

ぜひ、きちんとやっていただきたい。

このような市民活動をサポートする場合は、何もアイタウンの2階のあの1カ所に限る必要はございません。それぞれ各地域地域でそうやって動いておられる方々が、何もバスセンターのところまで来る必要はないわけです。各支所の1室が、そういった市民交流プラザ的な支援をする場というふうな形で動いてもいいわけです。ぜひ、市民活動推進課ですから、市民活動を推進できるような形をぜひやっていただきたいとお願いをいたします。

続きまして、116ページ、地域振興費、新産業創出支援コンサルタント業務委託料等についてお聞きいたします。

まず、コンサルタント業務委託についてなんですが、何年からやっていて、同じ会社に委託をしているのかどうか、そしてコンサルタントの業務委託の成果についてどのように把握しておられるのか、お聞かせください。

産学振興課長

まず、何年から委託しておるかということにつきましては、平成15年度からでございます。委託先につきましては、同じ方にインキュベーション・マネジャーとしてお願いをいたしております。

成果でございますけども、この業務につきましては、まず創業を考えている人、創業期の企業、既存企業で新規事業や経営革新を考えている人を対象にいたしまして、経営全般のコンサルを行うものでございます。成果の主な具体例、最近の事例でございますけども、例えばベンチャー企業創業が平成19年度では2件あったり、首都圏でのビジネス獲得による売り上げ増に結びついたり、また営業ノウハウをサポートした上で、自社の不利にならないような契約書

の作成をしたりというようなことで、成果は上がっておるというふうに考えております。

江口委員

今、平成19年度のベンチャーが2件立ち上がった、そしてまた契約書等々のというお話がございましたが、これが本当に598万5千円、約600万円の予算なわけです。平成15年からというふうな形ですから、この19年度までを考えると5年間、単純に掛けると3千万円なわけですね。3千万円のお金をつぎ込んで、それに見合うような成果だったかということ、私自身は疑問に思っております。ずっと同じ方への委託というふうな形もございました。ぜひ、このコンサルタント業務委託がこれから先もやっていくものかどうか、その点についてしっかり考えていただきたい。

ベンチャーを育てる、また新産業を育てるという部分に関しては、いろんな手法があるんだと思っています。現実には、飯塚市はこうやってコンサルを雇っていますが、同様なコンサルをやっていたところは、ほかにも国ないし中小企業基盤整備機構、そしてまた県等々、さまざまなお話がございます。ベンチャー企業のお話を聞いて、まず言われるのが、まずは使っていただきたいということなんです。実績を上げる、その部分をきちんとやらせていただきたいということなんです。佐賀県は、トライアル発注制度という部分をつくってやっております。福岡県にも同様な制度等がございます。そういった部分もあわせて考えていただきながら、新産業を育てたいというのであれば、それに相応したお金の使い方をやっていただきたいと思うわけです。

1点、ソーホーという働き方がございますが、そこに関する支援についてはどのような部分をされておられるのか、お聞かせいただけますか。

産学振興課長

今言われましたソーホーを対象といたしました活用施策等につきましては、今のところございません。しかし、独創性豊かな製品や技術を持っている企業に対する支援体制ということになれば、ただいまおっしゃったように、公共事業発注におきまして、地元企業への配慮をするということもトライバレーの第2ステージのアクションプランでも掲げておりますので、そういった部分では推進していきたいというふうに考えております。

江口委員

最近、新聞を見ていますと、ソーホーについて非常に単価が安くなって、買ったたかかっている部分があるという部分と、あと反面、そういった方々がチームを組んでやっているという報道等もございます。ソーホーの方々をお願いをする部分というのは、やろうと思ったらやれる部分というのは、この決算書の中にはかなりの部分があるんだと思っています。

例えば、私どもがこうやって話をしている議会、会議録の作成については、テープ起こしをしていただいて、印刷をするわけです。これを今は最初から最後まで1社さんをお願いしておりますが、例えばこれをテープ起こしをその部分だけを個人事業主の方々をお願いをする、地場にもできる方はいっぱいおられるわけですよ。例えば、身体障がいがあって、外には出られないんだけど、家でテープ起こしはできるんだよという方もおられるわけです。

そういったことも含めて、ソーホーに対する支援、今、この費目だけで考えるのではなくて、飯塚市の発注している仕事をどうにかしてそのように向けるか、そういった部分も含めて考えていただきたいということをお願いをして、質問を終わります。

委員長

次に、楡井委員の5費目について、連続の質疑を許します。

楡井委員

よろしくお願いいたします。

まず、119ページから122ページ、資料でいえば15ページ、16ページですか、それから27ページから35ページ等についてお聞きいたしたいと思っております。人権同和推進費であ

ります。

初めに、昨年予算委員会、決算委員会、そしてまた今年予算委員会等で、いろいろ人権同和推進対策事業推進費の問題について、いろいろ議論もしてまいりました。その結果、いろいろ問題点も浮かび上がってきていると思います。この1年間、どのような点に気をつけながら業務を推進してこられたのか、この点からまずお聞きしたいと思います。

人権同和推進課長

昨年の平成18年度の決算におきましても、また20年度の当初予算につきましても、いろいろ運動体等の会計処理につきましてはいろいろ御指摘を受けまして、運動体とも十分協議しながら、補助金等の適正化に向けて努力してまいっております。

楡井委員

人権同和推進費全体の評価ということをお聞きしたいわけですが、これから具体的にいらっしゃいますので、その点で答弁をしてください。

まず、人権同和推進費の中の人権同和対策事業、これは決算総括表というのがありますから、これを見ながらするとわかりやすいと思いますけれども、人権同和対策事業決算総括表に関してお尋ねしますが、人権同和推進費の中で、まず賃金というのがございます。2,574万5千円ということですが、この内容を説明してください。

人権同和推進課長

賃金2,574万5千円の内訳ということでございます。賃金につきましては、まず嘱託賃金、それと臨時職員の賃金、それと作業員賃金の3つからなっております。まず、嘱託賃金につきましては、嘱託職員、人権同和推進課の1名、それに立岩会館に2名、伊岐須会館に2名、穂波人権啓発センターに3名、筑穂の人権啓発センターに1名、計9名分2,193万3,506円、また臨時賃金につきましては、筑穂人権啓発センターの臨時職2名分316万7,120円、それと作業員賃金でございますが、作業員賃金につきましては、各施設の雑木等の伐採、それに草木の剪定、それに草刈り、そういうものとして作業員賃金を払ったものでございますが、延べ72名分64万4,200円、計の賃金合計2,574万4,826円というふうになっております。

楡井委員

主には、賃金ということ、人件費9人分ということですけど、これは先ほど人事課のほうから御報告いただいた伊岐須会館、そのような4つの施設、人権啓発センター、そういうところの人数と合致するんじゃないかと思うんですが、次に同和団体の補助金というのが5,686万円ですか、これがありますが、その支出先、それからそれぞれの組織の構成人員等についてお聞かせ願いたいと思います。

人権同和推進課長

同和団体の補助金及び構成人員でございます。まず、団体、飯塚市協議会、これが補助金が1,233万円で、会員数339名でございます。嘉穂山田地区協議会、ここへの補助金が930万8千円でございます。穂波町協議会、これが801万9千円、280名でございます。筑穂町協議会、これが1,305万円、358人でございます。庄内町協議会、これが405万円、63人でございます。頼田町協議会、これが392万9千円、107名でございます。それで、4町協合計が808人になっております。解放同盟全体で申しますと、補助額が5,068万6千円、会員数が1,147人でございます。

また、同和会でございます。同和会が479万8千円で、120名となっております。

楡井委員

それでは次に、人権同和対策事業費の中で人権同和推進費、この占める割合はどうなっておりますか。

人権同和推進課長

人権同和推進費の歳出合計は1億7,783万1千円でございます、全体に占める割合は53.1%でございます。

楡井委員

それでは次に、人権同和对策事業費歳出合計中、一般財源の割合、これはどうなっていますか。

人権同和推進課長

約85%でございます。

楡井委員

85%ですね。それで、結局3億3,487万7千円、これが人権同和推進費全体の比率、その中で一般財源の分が2億8,292万円余りで85%と、こういう数字だと思います。結局、歳入合計は5,194万9千円となっていて、県のほうからの支出が5,019万6千円、あと175万3千円程度は使用料、それから返還金等ということになると思うんですが、そういう理解でいいですか。

人権同和推進課長

そのとおりでございます。

楡井委員

それでは続いて、同和団体の補助金についてお聞きいたしていきたいと思います。同和団体の決算書を関連させながらお尋ねいたしますので、資料でいえば27から35ページということになります。

まず、飯塚市協の会費、これは月額幾らでしょうか。

人権同和推進課長

今、決算のほうに入りましたけど、1カ所訂正がございますので、訂正方よろしくお願ひします。資料の32ページをよろしくお願ひします。よろしいでしょうか。その筑穂町協議会の決算書でございますが、歳入の部、その右側の決算額の欄でございます。欄間違いがございまして、借入金の決算額「187万7,550円」となっておりますが、これ「300万円」の誤りでございます。同じく、会費につきましては「35万8千円」となっておりますが、「187万7,550円」の誤りでございます。その下、カンパ、その他の欄でございますが、ここにつきましては「300万円」と上がっておりますが、「35万8千円」の誤りでございます。訂正とおわびを申し上げます。

では、御答弁いたします。

飯塚市協の会費につきましては月額1千円となっております。

楡井委員

今、資料の訂正がありましたよね。これは、今初めて訂正されるんですかね。私は事前にいるいろいろお話しさせていただいたんで、その誤りは訂正させてもらってます。これ、もし、このことを知らないままに、また皆さん、今初めて聞かれた状況ですよ。これを知らないままに質問したら、大変な、こっち側が恥かかような状況が生まれる内容なんです。後から、また触れますけど。これは、いつ気がつかれたんですかね。気がつかれた時点で、なぜ資料の訂正を議員のほうにされなかったんですかね。これは大変なことだと思うんですよ、委員長。

人権同和推進課長

合計欄につきましてはチェックいたしておりましたけど、二、三日、再度、項目欄をもう一度再確認した段階で発見いたしまして、すぐ議員にお知らせいたしたということでございます。申しわけありませんでした。

楡井委員

私は事前に聞いて、質問の文章も見てもらってたら、この間違いがわかったわけですよ。それを知らんままに質問しよったら、赤恥かかないかんような状況に今なってるんですよ。大

変困りますね、数字の間違いの訂正は。

それで今、飯塚市協の会費は月額1千円という答弁をいただきまして、その点から、また質問はもとに戻りますが。それでは、嘉山地協の収入中、会費収入が436万3,200円とこういうふうにあります。4つの町協が集めた会費が同額になっているわけですね。そうすると町協が集めた会費は、全額、嘉山地協に納めなければならないというシステムになってるんですか。

人権同和推進課長

はい、そのとおりでございます。

楡井委員

筑穂町協は そうなりますと先ほどの数字が出てくるんですけども 年間に187万7,550円しか会費を集めていません。ところが、町協に納めた金額は193万3,200円とこうなっています。したがって、その差額の財源は何でしょうか。それから、同町協の会費、月額幾らでしょうか。

人権同和推進課長

今御指摘を受けました不足分についてでございます。不足分につきましては5万5,650円でございますが、これにつきましてはカンパその他の自主財源資金から捻出しております。なお、筑穂町協の会費につきましては月額450円でございます。

楡井委員

そうすると会費に、町協と市協に差があるですね。そのことは確認しておきます。

そうすると、次に移ります。嘉山地協の歳出の中で交付金という金額が欄外にあります、項目が。交付金ということ言えば下部におろすということになりますから、当然、町協に渡すんじゃないかというふうに思います。2,904万7,500円というのが支出されておりますが、この各町協の歳入の欄には交付金歳入という受け入れ項目がないんですよね。この説明をお願いします。

人権同和推進課長

嘉山地協及び4町協への補助金交付窓口を平成18年度より嘉山地協に窓口を一本化し、嘉山地協及び4町協の補助金を一括して嘉山地協に交付しております。嘉山地協に振り込まれた補助金につきましては、嘉山地協より交付金として各町協に分配し、各町協はそれを活動費として使用しております。ここでいう交付金と補助金は同一のものであり、嘉山地協と各町協の認識の違いにより異なった記載をいたしております。

楡井委員

嘉山地協のほうからの交付金が、受け入れ側には補助金という項目になっているということですから、これは決算書上、どっちかにきちんと統一せないかんじゃないかと思うんですね。それで市協に交付金を支出するための規約もしくは規定、そういうのがきちんとあるんですか。

人権同和推進課長

交付金支出に伴う規約、規定等はありません。

楡井委員

先ほどの質問で課長の答弁は、それぞれの金額を嘉山地協、町協等に支出したというような御答弁がありましたけど、今の答弁は嘉山地協に渡して嘉山地協が交付するというような答弁ですね。どちらが正しいんでしょうかね。

人権同和推進課長

嘉山地協を窓口として、一括して交付いたしております。

楡井委員

そうすると嘉山地協に一括して渡すわけですが、その金額を決めるのは嘉山地協ですか、行政ですか。

人権同和推進課長

それぞれの町協に配分する分につきましては、行政のほうで判断いたしております。

楡井委員

規定がないから当然だと思いますけども、それならそれで、やはり町協にそういう仕事をさせずに、きちんとせないかんのやないかというふうには思います。

これには後ほど質問が出てきますけど、各団体によって 人数は先ほど聞きましたけど 人数による補助金支給額、これがばらばらなんですよ。一人幾らというような形できちんと決めてない。会費は1人450円とか1千円とかとなっておりますけど、補助金の金額は、そういう意味では決まってないことは、まず指摘しておきますが。

次に、飯塚市協の歳出には負担金として、会費の42.5%に当たるんじゃないかと思いますが172万8千円が県連のほうへ上納されております。嘉山地協の歳出の中には負担金というのはありますけれども、県連に上納されたものかどうかわかりませんが、そういう県連への上納という項目がないんですけれども、この内容はどうですか。

人権同和推進課長

嘉山地協の歳出の8の負担金の中に同盟会費というものがございまして、これが県連会費となっております。同じ名目であっても、飯塚市協と嘉山地協の予算書の費目の記載には若干の違いがございまして。

楡井委員

負担金中、同盟会費がそれに当たると今説明にあったですね。とすると、県のほうへ全額上納されている金額は、先ほど言いました436万3,200円とこういうふうになるわけですね。そうすると、会員の方たちというふうに言っているんですか、同盟の方たちから集めた会費が、町協にも残らない、市協にも残らない、全額、県に上がってしまうと、こういう理屈になるというふうに思います。したがって、町協、地協の活動費は全額補助金というようなことになるのでしょうか。若干カンパ等がありますからということですが、どんなふうですか。

人権同和推進課長

集められた会費の中には、飯塚市協のように月額千円のところがございまして。この千円につきましては県連に上がる分、嘉山を通して上がる分につきましては450円でありまして、その差額の550円は自己資金というふうになっております。450円分が、すべて嘉山地協を通して県連へ上がるというふうになっております。

楡井委員

そうすると、嘉山地協なりそこそこの町協の自主財源というのは、主にはカンパという欄にしか該当しない状況になるんじゃないかというふうに思います。それで、そういう意味での自主財源といいますか、同盟自身の、町協、地協の自主財源はそういうことになるんじゃないかというふうに思います。

それで、その一部分として借入金というのが、それぞれあるというふうには思うんですが、この借入金も年度内に全額返されておりますから、これが独自財源というふうには当たらないんじゃないか。一時的に回ったとは思いますが。そういう意味では、独自財源の比率が非常に低いということをご指摘しておきたいというふうに思います。

それから、先ほど言いました町協への1人当たりの補助金の金額ですね、これが随分違うんですね。穂波に対しては2万8,639円、1人当たりに直しますと。それから、筑穂の町協 今、町協って言っているんですかね 町協には3万6,452円51銭云々というようになります。庄内へは6万4,285円71銭云々というようになります。それから、穎田町へは3万6,714円95銭云々と端数がずっとつながります。こういうふうに比率といいますか、各町協によって金額が違うということは、これまでも何度も指摘してきて改善を要求してきました。しかし、今もって直らないという状況になっています。なぜ、こんなふうなアンバランスな数字になる

のか。皆さん方が言われる行政の補完活動にこれだけ差があるのかどうかね、その点お聞かせ願いたいと思います。

人権同和推進課長

補助金の算出につきましては、特に会員の運営費用の何%といったものを根拠にしているものではありません。補助金は、前にも申しましたように行政の補完業務ということで交付を行っているものでございます。補助金額については団体の年間事業計画、事業実績等のボリューム等も参考にさせていただいております。

楡井委員

今まで行政の補完業務というふうの説明があります。だから、私も聞いたんですよね。これは今までずっと言われてきたことです。補完業務の内容に、穂波と庄内と穎田、それなりに差があるんかと。そうないんじゃないかと思うんですよね。そうすると、この支出の根拠がわからないということになると思います。

それから、さらに地協の活動で言えば、直接、市民の方たちと接触するチャンスは非常に少ないんじゃないか。町協への指導を通して、そういうことだというふうには思うんですけども、そういう意味で行政の補完業務に差があるということではないというふうには思うんですけども、実際の金額には大きく差があるということが一向に是正されない。この比率は、ずっとこの何年間、変わってきてないんじゃないかと思うんですけども、最近この比率に差が出てきておりますか。例えば穂波で言えば2万8千幾らというのは、ほとんど今まで変わってないというふうに思います、穂波町の時代からですね。いかがですか。

人権同和推進課長

御指摘のように、変わっておりません。

楡井委員

次に、全日本同和会のほうの決算書にも少し触れさせていただきます。会員120人というふうにありますけど、これはもう既に平成19年度から、それぞれの町協といいますか、各自治体支部が配置になって飯塚市一本になったということなんでしょう。それぞれの町別に、旧町別ですね、支所別に、会員さんの分布状況、これどうなっているか、ちょっと教えてください。120人の中身ですね。

人権同和推進課長

各地区の会員数は、筑穂は63名、穂波が8名、穎田が49名、合計で120名となっております。

楡井委員

この全日本同和会の会費を、後ほど答弁していただきたいと思います。

それにもう一つ、18年までは「嘉穂郡」の「嘉」と「鞍手郡」の「鞍」と書いて「嘉鞍」ちゅうんですかね、ちょっと言いにくいんですけど。そういう地協があって、そこにも補助金を出してましたね。これはどうなったんですか。今度の決算書にはありません。

人権同和推進課長

嘉鞍地協への補助金は平成19年度より廃止しております。

楡井委員

全日本同和会の地協の分は全額カットしたと、こういうことだと思います。

それから、全日本同和会の飯塚市協には補助金が479万7,900円とこういうことになっておりますが、これを1人当たりになると3万9,982円50銭となって、ほぼ4万円ということになりますけど、これも先ほど言った差がそのまま残っているわけですね。先ほどの解放同盟のほうへの補助金の差が、そのままが出てます。これについても、当然あれがないということなんでしょうけども、そういうことでいいですか。

人権同和推進課長

先ほど部落解放同盟のときにお答えいたしました、部落解放同盟と同様に補助金の算出基準はございません。

楡井委員

じゃあ、解放同盟並びに全日本同和会の金額のことについて確認をいたします。つまり、補完業務というふうに言われているけれども、この金額支出の基準は補完業務の濃い薄いではないというふうに理解しますが、そういうことでいいですか。

人権同和推進課長

補助金の算出につきましては先ほど申し上げましたが、同盟のときに御答弁いたしました、特に会員の多少、運営費用の何%とかいったものを根拠にしているものではございませんで、補助金は、前にも言ったように行政の補完業務ということで交付しているものでございます。補助金額についても、団体の年間事業実績等のボリューム等も参考にさせていただいて支払っております。

楡井委員

押し問答をしてもしょうがありませんから。決算で、もうお金は使われたわけですから。要望しておきたいんですが、1つは、独自財源を引き上げるように指導というんですか、行政のほうからも、ぜひ働きかけてください。飯塚市協は45%上納して55%ぐらいを市協が使うということになっているわけですね。こういうふうなことを、今度は当然一本化されましたんでね、平成20年度は。ぜひ、この際、そういうやつを指導なりしていただきたい。自主財源を引き上げなければ、この団体は消えていくんじゃないかちゅう気もせんでもないんですよ。つまり、年々補助金が減っていつてますからね、組織が維持できないという形になりはしないか。それでいくと、当然、自主財源の増加比率をとということになるのかもしれないけれども。今おっしゃられたように、補完業務の濃い薄いが補助金の濃い薄いじゃないということも言われましたので、そういう意味では、ぜひよその団体のことをいろいろ言うわけにはいきませんが、行革という立場から見ても、やはり自主財源をふやしてもらって、補助金を下げてもらおうというふうにしなきゃならんんじゃないかというふうに思います。

もう一、二点、ちょっと聞かせていただきたいんですが。解放同盟もそうだと思いますし全日本同和会もそうだと思うんですけども、やはり運動の目的の1つに部落の完全解放というのが掲げられているんじゃないかと思うんですね。そういう意味では、地協段階では人権確立闘争費という項目があるんですけども、ここが全然、予算化されていないというのは、部落の完全解放という運動の目的から見て、おかしいんじゃないかというふうに思うわけですね。

また、全然初めから予算化されてないという全部がということじゃありませんが、穂波町協でしたか、一度は予算化したんですけども、減額補正してゼロにしています。結果的には、決算では人権確立闘争費というのが、どの団体もゼロになっているということなんですね。そういう意味では、この運動と合致しないという補助金、支出の際の申請書のチェック、これはどうなっているかということについてお聞きしたいと思うんです。

人権同和推進課長

狭山関係の闘争費、あるいは人権確立闘争費におきましては、各町協ごとの活動ではなく嘉山地協が取りまとめて活動を行っておりますので、嘉山地協に一括して計上してございます。

楡井委員

今、狭山闘争に使ったというふうにおっしゃられたようですが、いいですか、そのままです。いいですね。はい。

狭山闘争は、現在、裁判で係争中なんですよ。まだ、はっきり結論が出ていない。そういう活動に公的資金であるところの税金を組み込むということは、これは行政が司法にちょっかい出すと、ちょっと言葉は悪いんですが、そういうことになるおそれのある発言ですよ、今のはね。どうですか。

人権同和推進課長

ただいま御説明いたしました闘争費につきましては、自主財源ですべて賄われております。

楡井委員

その闘争費、自主財源、間違いありませんね。

人権同和推進課長

はい、間違いございません。

楡井委員

それでは、最後といたしますか、締めくくりにしたいと思います。この解放同盟の地協や町協、さらには全日本同和会の市協ですね。今まで指摘をしましたように、5つの組織とも自主財源が非常に少ないという問題があると思います。そこで、結果としても余剰金が出てるんですよ。この余剰金、嘉山地協、4つの地協、さらには全日本同和会、それぞれ幾らありますか。

人権同和推進課長

各団体の余剰金でございますが、まず飯塚市協44万4,237円、嘉山地協120万593円、穂波町協1万3,352円、筑穂町協3万1,849円、庄内町協64万7,135円、穎田町協13万8,345円で解放同盟合計が250万5,511円。全日本同和会が20万7,395円でございます。

楡井委員

結局、250万円と20万円ぐらいですか、270万円ぐらい。これは飯塚市協は自主財源が多くて残りが44万4千円ぐらいありますけど、これは自主財源の残りというふうに、無理して見れば見れんことはないというふうに思うんです。

ところが、ずっと指摘してきましたように嘉山地協、それから4つの町協、そして全日本同和会、これは自主財源がそっくりそのまま上納されるんで、ほとんどの活動費が市からの補助金ということになるわけですよ。それが余った。これはやっぱり交付金として活動に、補助するために渡したわけですから、その活動の範囲を超えた補助金は返してもらわなければならないかというふうに思うわけですね。ぜひ、これは検討 今後の課題ということも含めて、税金を私物化する、余った税金を私物化するということは許されないというふうに思います。市長を先頭に、ぜひ 市長も前回の答弁では、不都合なところがあれば検討していただくとそういう趣旨の答弁が有ると思いますので、この点、私としては大いに疑問の残る問題だというふうに思いますので、ぜひ検討していただいて、近々検討されるであろう平成21年度の予算については大いに反映させていただきたいということを要請して終わります。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12:03

再 開 13:00

それでは、皆さん方に引き続き委員会審議の迅速化、明確な質疑、そして応答ということで、御協力方よろしく、重ねてお願いをいたしておきます。

それでは、委員会を再開いたします。

引き続き楡井委員の質疑を許します。

楡井委員

それでは、ページ数では122ページ、資料では22ページから25ページ、人権擁護委員会協議会補助金に関連してお聞かせ願いたいと思います。資料の17ページに、いろいろ部会その他が列挙されております。このうち同和部会並びに高齢者部会、この部会のメンバー、それから会議が3回ずつほど行われているんじゃないかと思うんですけども、その内容について御報告願いたいと思います。

人権同和推進課長

それぞれ部会がございますが、専門部会は飯塚人権擁護委員協議会会則24条に、本会に同和問題専門部会、高齢者問題専門部会、男女共同参画社会推進部会及び子どもの人権専門部会を設けるとなっておりまして、専門部会委員は各地区人権擁護委員の互選により、いずれかの専門部会に所属することになっております。同和問題専門部会については同和問題に関する効果的な啓発活動を行うとともに、部会員相互の資質向上を図る目的で平成19年度中に3回の部会及び発表会が開催されております。

また、高齢者問題専門部会については高齢者に関する効果的な啓発活動を行うとともに、部会員相互の資質向上を図る目的で平成19年度中に部会及び発表会のほか、特別養護老人ホーム筑穂桜の園において特設相談を開設するなどの活動が行われております。

楡井委員

メンバーとか部会の内容を聞いたんですね。今言われた程度は、ここに書いてあることでわかります。それで、このメンバー、その他会議の内容、ということが話し合われたかというような記録はございますか。

人権同和推進課長

これは法務局が所管している事業でございまして、今、委員のお手元にある資料以上のことは把握できません。

楡井委員

それでは法務省ですか、法務局ですか、そこに行ったらあるんですかね。

人権同和推進課長

この点につきまして、あらかじめ法務局に確認いたしましたけど、ここで資料として上がっている以上のものは把握できていないということでは言われましたので、この分だけです。

楡井委員

そうすると、協議会の補助金を出しているわけですよね。そういう意味では、仕事をした結果が全然記録としても残らないということでは、この補助金をすんなり認めていいのかなというふうになるんじゃないですか。

それから、さらに進めますと平成19年6月1日から、全国一斉特設相談所開設ということで市内の5カ所で行われている。そこで、今言った相談内容、これらもつかまれておりませんか。

人権同和推進課長

相談内容につきましては、ほとんどが近隣のトラブルに関する相談ということでなっております。具体的には、近隣のトラブルは夫婦関係の暴力、隣人関係によるペット、騒音、そういったものが上がっているというふうにお聞きしております。

楡井委員

この特設人権相談開設の結果、飯塚市関係では資料の25ページですね、18カ所行われておりますが、18カ所のうち7カ所に9人の相談者が見えたという記録があります。このページ全体では33回開催して、委員の出席は84人あるんですけど、相談者の方は10カ所に15人 嘉飯山全体で という数字になると思います。そういう意味で、この人権相談開設の意義がどこにあるのか。先ほど報告があったように部会の内容も検討されていないと。これは市の直接の、主催がやっていることじゃないからわかりませんというようなことでは、補助金を出す根拠がなくなるんじゃないかというふうに思いますが、この相談所開設の活動についてどのように評価されているのか、再検討を求められるんじゃないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

人権同和推進課長

特設の相談所開設につきましては、事前に市報等で市としてもPRいたしておりますが、今回平成19年度の市内18カ所での相談に関しましては、ほとんどが先ほど申しましたように

近隣のトラブルに関する相談で、議員御指摘のように件数も非常に少ないのが現状でございます。この事業は国の事業でありまして、市の判断だけで中止等の結論は出せないものと考えております。

また、人権擁護委員は相談事業だけでなく人権に関する啓発なども行っておりますので、この点御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

楡井委員

私は、これをやめてしまえちゅうわけじゃないんですよ。やっぱり続けていって、こういう問題をどんどん解決していかないかん。そういう意味では、せっかく開催するのに、参加者がこれだけじゃ当初の目的が達成できないんじゃないか。また補助金の重みが軽くなってしまふんじゃないかというふうなことを思いますもんで、もっと広報なりしっかりやってもらって充実させていただくようお願いしたいというふうに思います。したがって、評価の問題あたりをきちんとして、法務省にも要求して、話し合いの内容だとか活動の内容だとか相談の件数の具体的な内容だとか、それに対してどう手を打ったかというようなことまで含めて、きちんと掌握してもらおうように要請してください。

それから、資料の24ページに戻りまして、ページの下から2つ目の行事名と内容というふうなことがありますね。ここに人権交流フェスティバルというのが、これは平成19年12月2日に行われています。そのときのチラシがこれだというふうに思うんで、これ間違いありませんね。この内容なんですけれど、これがフェスティバルの主催がどこかというのが、この資料ではちぐはぐなんじゃないかと思うんですね。この資料の24ページには、筑豊地域人権啓発活動ネットワーク協議会が主催した啓発活動とこういうふうな形になってるんですね。こっこのチラシのほうは、もちろん飯塚市もそうですけど、飯塚市、嘉麻市、桂川町、それぞれの教育委員会というようなところが実行委員会をつくってやっているわけですよ。これは、そういう意味では記載間違いなんですかね。それとも、どっちかがわざと間違えているのか、この点についてはどうでしょうか。

人権同和教育課長

この件に関しましては人権同和教育課から御答弁を申し上げます。この資料の24ページの件につきましては人権擁護委員さんの活動状況でございます。なぜ、この事業がここで主催となっているのかに関しましては私のほうではわかりかねますが、このフェスティバルの主催はどこかとの御質問でございます。

若干、本事業の内容や経過につきまして御説明をいたします。この事業につきましては、国、法務省が県に対し委託した事業でございます。去る平成19年4月2日、県に対し、福岡県人権啓発活動再委託事業の受託の申し入れを本市が行いまして、県の再委託事業を受託したものでございます。

また、この事業の受託の窓口は県でございますが、もともと国、法務省の地域人権啓発活動活性化事業でございます。その趣旨が同一の生活圈を有する地域、要は広域を対象とした事業であることから、今回で申し上げれば、先ほど言いました2市1町、嘉麻市、飯塚市、桂川町の地域を対象とした事業であったことや、また県の指導等もあったことなどから、これらの事業経費につきまして本市が2市1町を代表して県から受け入れた経過がございました。その後2市1町で人権啓発交流フェスティバル実行委員会を立ち上げまして、その実行委員会に対し負担金としてこれは決算書の206ページに記載をいたしておりますが120万円を拠出したものでございます。

したがって、お尋ねのフェスティバルの主催につきましては人権啓発交流フェスティバル実行委員会でございます。

楡井委員

今のお話では、人権擁護委員会の活動のところの歳入とあれが違うかなと思うんですけど

も、実際の仕事は、今御報告のあった人権同和教育課が行ったということなんでしょうかね、大谷課長。このフェスティバルはおたくがやったという、人権擁護に関する資料はおたくから出てきたんですけど、このフェスティバルの指導といいますか担当課は、おたくじゃなくて人権同和教育課のほうですか。そうすると質問がちょっとしにくくなったんですけどね。

実際の活動の集約としては、この資料のように出てきている。実際、お金を使ったのは206ページのほうだというふうなことなんですよね。我々としては、できるだけ質問をというふうなことですから、スムーズにとか行き違いのないようにとかいうことで苦労しているんですけどね。そういう意味では、実際の仕事は実行委員会が人権同和教育のほうでやったというふうなことで理解をさせていただきたいというふうに思います。

これはいずれしても、今報告の中では120万円のお金を出したけども、ほとんどが県ですか、そっちのほうからの収入だと。自治体の負担はほとんどないと、市の負担はほとんどないというように聞こえたんですけども、そういう理解でいいんですか、もう一度お願いします。

人権同和教育課長

事業の全体の事業総額につきましては120万円でございますが、120万5千円ほどかかっております。その財源につきましてはでございますが、この決算書の88ページ、歳入の部分で教育費委託金、社会教育費委託金、人権啓発活動事業委託金として、そのうち118万9千円を受け入れております。また、その際不足いたします金額は1万6千円となりますが、2市1町で、その部分の負担割合の算出根拠といたしまして、人口割により飯塚市が1万1千円、嘉麻市が4千円、桂川町が1千円、それぞれ単費として実行委員会のほうへ拠出したしておる現状でございます。

楡井委員

そうすると、120万5千円かかったけども、1万6千円以外は全部県からの負担で計画がスムーズに運営されたというふうなことでありました。それで、自治体総ぐるみ、それから人権擁護委員会、協議会、さらにはネットワーク協議会、その他法務局も含めて、県の教育筑豊事務所、これも含めて、こういう包括的な団体がこれだけ広い嘉飯山ということで啓発活動、これは人権ということでなっていますから、そういう啓発活動をやっておられるんだというふうに思います。財源もほとんど県持ちということになっておりますから、これは今後、この方向で継続されていくのかどうか、さらにその中で行政の主体性が今後発揮されるのかどうか、この点についてはいかがですか。

人権同和教育課長

平成19年度実施いたしました本事業につきまして、今後も継続していくかとの御質問でございますが、現在、本市におきましては財政状況が非常に圧迫し、また行財政改革に取り組んでいる最中でもあることや、地方自治法第2条14項だっと思えますけれども、行政の事務の処理に当たっては最小の経費で最大の効果を上げるようなしなければならないというたわわてありまして、自治法のそういった趣旨ともいえますこれらのことにかんがみますと、議員言われるように、広域で実施することにつきましては、私も効果的で、しかも意義のあることだとは思いますが、継続することができることなら、可能であればやっていかなければならないと考えますが、しかし県の採択事業であります本事業につきまして、毎年継続して受託できるかどうかという問題や、嘉麻市、桂川町、あるいはほかの関係団体のこの事業に対する考え方、動向などの課題等もございまして、そこらあたりも十分検討していかないかと思っておりますので、前向きには検討したいと思っておりますが、そこら辺の課題等もありますので、研究はしてまいりたいというふうに考えております。

委員長

もう少し明確にまとめて答弁をお願いします。

続きまして、江口委員の質疑を許します。

江口委員

123ページ、徴税費についてでございます。税の納入方法についてなんですが、滞納者の方々が税を納入しようとした場合に、やはり今は納付書で行っている部分もあるかと思うんですが、実際にそういった方々のお話を聞くと、昼間、一生懸命働いていて、銀行に行く時間がとれないというお話を聞くことがございます。コンビニでの収納という部分が考えられないのかというお話を聞くことがあるんですが、平成19年度についてはそういった部分がなかったかと思いますが、それは間違いはないのかどうか1点。

それと、そういった部分について、検討は現状においてどうなっているのかについてお聞かせください。

納税課長

本市9月議会の一般質問で答弁させていただきましたが、住民サービスの一環として考えた場合、大いに利便性の向上が図られるものと考えております。現在、飯塚市においては、水道料金の徴収のみ導入されております。確かに、税の徴収に関して、コンビニ収納を導入すれば、市民の皆様の利便性が向上するメリットはありますが、当初の導入経費のほか、手数料等のランニングコストが発生することなど、解決しなければならない課題も少なくないところでございます。このため、先進自治体の状況調査等を行うとともに、先だって福岡市に出向きまして聞き取り調査等を行ったところ、福岡市でも住民サービスの一環としての導入であるとのことで、導入の最大のメリットは市民の皆様の利便性の向上であるとのことでございました。

しかしながら、先ほども申しましたように、導入に当たって解決すべき課題も多く、ある先進自治体の報告書によれば、コンビニで納付する納税者は金融機関の窓口で納付していた人が近隣のコンビニで納付しているものと思われ、直接徴収率の向上にはつながっておらず、徴収率、納期内納付率が特別によくなったとは言えないとの報告もあっております。

このように、各自治体でさまざまな状況がございますが、住民サービスの向上と滞納防止という観点から、導入について引き続き検討してまいりたいと考えております。

江口委員

納期内納付が向上するかという点については、私も同様に厳しいと思っております。一番やっぱりやっていただきたいのは口座振替だと思えますし、それをきちんと伸ばしていくことが必要だと思えますが、滞納の方々にとって、一生懸命働いて返そうと思われている方々にとって、納入しやすい状況という部分もきちんとつくらなければならないと思っております。その点について努力をお願いしたいと思います。

それと、もう1点、滞納の方々が税を納めていきますよね。その処理方法なんですが、どういった形で、まずどの部分からお金を充当していくかという部分についてお聞かせいただけますか。

納税課長

滞納者の方から相談がある場合は、まず現年度のほうを優先して充当していき、それから過年度の繰越分について充当していくように、その中で分割納付の相談があれば、無理のない分割納付の相談をお互い協議して、受け入れる部分は受け入れております。

江口委員

そういった形で、現年度を優先しますと、不納欠損が確実に発生するということも考えられると思えます。ある意味、入れてないところから先に入れるということも考えていかないと、つい不納欠損で処理する部分がふえてくるかと思えます。税の公平性という部分から見て、どうなのかという部分がございまして、その点についてはきちんと検討をお願いしたいと思います。

続きまして、127ページ、選挙費でございます。選挙事務について、昨年度は国政選挙があったわけですが、その際に選挙事務のスピードアップということについて事前をお願いをし

ておりました。その部分が、昨年度の国政選挙において、どのような形で取り組まれて、どのような成果を上げておられたのか、そしてまたどのような問題点がわかったのか、残ったのか、その点についてお聞かせいただけますか。

選挙管理委員会事務局長

昨年度は、県知事・県議選挙と、それと参議院選挙とございました。このうち、お尋ねの開票事務のスピードアップの取り組みについてでございますが、一応大きく分けまして4点ほど工夫をした部分がございます。まず、1点目としましては開披分類台の分割、2点目としましては開票自動読み取り分類機の導入、3点目としましては分類トレーの導入、それと4点目としましては投票効力審査係への人員配置といったような工夫をしたところでございます。

このうち、開披分類台の分割につきましては、分類台を分割することによりまして、多くの事務従事者が開票台に取りつくことが可能となりまして、開披作業の時間が短縮されたというふうに考えております。

また、2点目の自動読み取り分類機の導入でございますが、参院選のほうで新たに1台導入いたしまして、計3台で開票作業を行いました結果、これにつきましても開披分類作業については作業時間が短縮されたというふうに考えております。

3点目の分類トレーの導入でございますが、これも参院選の特に比例区の開票分類作業におきまして、旧4町で使用しておりました分類トレーを導入したものでございますが、これにつきましては、分類について事前の説明が不足していたことや、あるいはトレーを置く場所の確保がちょっとできなかったということで、これについては効果があったとも言えないような評価をちょっとしております。

最後の4点目の投票の効力審査係への人員配置でございますが、これにつきましては、経験豊富な職員を選挙区、比例区、それぞれ6名、8名、配置いたしましたけども、特に比例区におきましては、個人名、政党名を両方記載するというようなことから、予想以上に疑問票が多く発生いたしまして、時間がかかってしまったというような結果になっております。

特に、効力審査に関しまして、わかりやすい判断基準となるようなもの、例えば事例集とかマニュアル、こういったものを十分準備しておりませんでしたものですから、基準の統一が思うように図れず、結果的に開票分類計数事務については早くできたんですが、全体として開票時間がおくれてしまったというような結果になっております。

これらの反省点を踏まえて、次回の選挙に際してどうするかということでございますが、効力審査係の事務、ここを早くするのが一番の課題だというふうに考えております。したがって、まず第1に、効力審査係のほうに大量の票が運搬されないようにすること、このために自動読み取り機の読み取り不能分につきましては、これには読み取り不能分の分類係というのがいるんですけども、ここである程度判断可能な票については効力審査をあらかじめ行って、効力審査係のほうにたくさんの票が行かないようにするというような工夫をしたいというふうに考えております。

また、2点目としましては、効力審査係のほうでの判断基準をきちっと平準化といいますか、統一するために、マニュアル、あるいは予想される事例集、こういったものを準備するというようなことが重要であるというふうに考えております。次回の選挙に当たりましては、参院選の反省をもとに、できるだけ開票のスピードアップを図りまして、長時間に及ぶ職員の負担を軽減するとともに、経費の削減を図ってまいりたいというふうに考えております。

なお、時間の短縮のほか、やはり開票事務の正確さというのが大変重要でございますので、これにつきましても重要な課題でございますので、改めてそうした点もあわせて検討してまいりたいと考えております。

江口委員

しっかりやりたいところですが、そうしましたら、まず参院選に実際に目標とした時間がど

のぐらいであって、現実としてどのぐらいで終わったのが1点。

それと、他市町村等の事例で、聞いている範囲でも結構ですので、一番短いと言われる分について、どの程度で終わっている部分があるのかについてお聞かせいただけますか。

それと、あと次回、近々あるかもしれないと言われるわけですが、そこに関してどの程度の時間で終わらせたいと思っておられるのか、お聞かせください。

選挙管理委員会事務局長

前回、前々回、県知事・県議の例でいいますと、こうした取組みによりまして、平成15年にございました選挙のときと比較しまして、県知事では44分短縮されております。県議選では32分短縮することができております。したがって、参院選でも30分から40分、あるいは1時間ぐらい短縮できるというような目標で取り組んだところでございました。

ただ、結果的に、先ほど申し上げましたように、効力審査のところでは手間取りました結果、参議院の選挙区のほうでは41分のおくれ、それから参院選の比例のほうでは1時間39分のおくれが出ております。こうした点につきまして十分反省して、次回に臨んでまいりたいというふうに考えております。

それから、早かった市町村についてでございますが、これにつきましては、参院選のほうではちょっと持ち合わせておりませんが、平成19年4月8日の福島県議会議員の一般選挙では、所要時間22分という驚くようなスピードで開票事務が終わったという例がございます。また、直方、田川、筑豊地区の各市の例で申しますと、中間、若宮が、これも県知事、県議のほうでございますが、1時間8分というような早さで終わっております。

ちなみに、飯塚市のほうは1時間54分ということでございました。

江口委員

実際には、他市町村、他自治体では非常に早く終わっている分があるわけですが、平成19年についてもそれを目指してやられたわけですが、現実としては数字としてはプラス41分とプラス1時間19分という結果になっております。そのことをしっかり反省した上で、きちんとやっていただきたい。

そのためにも、全体を見渡してきちんとどこがボトルネックになっているのかをきちんと把握をしていただき、そしてそれに対してきちんと対処する。今回、効力審査に回す部分について減らしたいというお話もございましたが、効力審査自体を、大幅に人員を投入する等々、いろんなやり方があるかと思っています。何をやってでも、きちんとスピードアップを図ること、正確を期しながらスピードアップを図ることをやっていただきたいと思っておりますし、やはり費用を減らすという点でも努力をお願いをしたいと思っております。

委員長

続きまして、八児委員の質疑を許します。

八児委員

すみません、同じような話なんですけども、ここで県知事選及び参議院選挙におけるタクシー代の借上料が上がっておりますけども、3カ月ぐらいしか変わらないわけでありまして、金額が約1万円ぐらい違います。内容について教えていただけますか。

選挙管理委員会事務局長

選挙費の中のタクシー借上料でございますが、これにつきましては、投票終了後に投票管理者と立会人が投票箱を開票所に運搬する際に利用する往復のタクシー代でございます。県知事、県議の場合は、開票所が飯塚体育館と穂波体育館と2つに分かれておりました。参議院の場合は、飯塚体育館の1カ所でございますので、この差が金額の差になったものと思われま。

ただ、通常、経路につきましては、投票所から開票所までと、それから開票所から立会人の方だけ御自宅に戻られるというような場合もございますし、自家用車を投票所に置いて開票所のほうに来られたような場合は、再び投票所に戻るといったような経路もございます。

また、投票管理者と一緒に帰る場合は、開票所のほうで待ち時間がタクシー料金に加金されるような場合がございますので、そういったことから金額が選挙ごとに多少変わってくるというところがございます。

八児委員

すみません、それでタクシーを使わなくちゃいけないのかどうか、そこら辺についてはどうでしょうか。

選挙管理委員会事務局長

やはり往復の事故等、そういったものも考えられますので、やはりタクシーで行くのが適当ではないかというふうに考えております。

八児委員

わかりました。それで、実は私の言いたいところはもうちょっと先にありまして、実は江口委員が全部言われましたので、本当に参議院のときにかなり時間がかかったんですよ。ベテランの職員がたくさんおられまして、最終的な計算ミスで全部最初から数え直したということが本当は現状ではないかと、私は立会人をさせていただきましたので、そういうふうに思っております。

そういうことで、本当にしっかりとやって、この次の衆議院選挙は、帰ったときにはもう結果が出ちよるといことはちょっと私のほうもちょっと納得いかない部分がありますので、ぜひ今言われたことで、しっかりとやっていただきたいというふうにお願いします。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

楡井委員

通告外で恐縮ではありますが、よろしくお願いいいたします。

125ページから126ページにかけて、賦課徴収費というのがあります。この中で、土地評価システム開発委託料というのが出ております、2,656万7千円ですかね。この中身について御説明をしていただきたいというふうに思います。

これ説明を受ける過程で、このことが多分ほとんど初めてじゃないかと思うので、次の資料をちょっと出していただければ助かると思うんですけども、委員長のほうでお願いしたいんです。

1つは、契約をするために、比較検討された優劣比較表といいますか、業者選定の上にあたっての、それから起案書、それから多分随意契約ということになっていたんじゃないかと思うので、随意契約の伺い書といいますか理由書、これ平成18年と19年の、18年は審査の対象外なんですけど、一連の流れが3年にわたって行われる事業であるようでありますので、ひとつ以上3点を資料を出していただきたいと思うんですけども、委員長のほうでよろしくお取り計らいください。お願いします。

委員長

執行部にお尋ねをいたします。ただいま楡井委員から要求がっております資料は提出できますか。

課税課長

ただいま委員のほうから提出要求のありました資料につきましては、御用意させていただきます。

委員長

お諮りいたします。ただいま楡井委員から要求がありました資料については、要求することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 13:41

再開 13:47

楡井委員の質疑を許します。

楡井委員

資料をお出しいただきまして、ありがとうございます。

それで、資料を見てみますと、やはり随意契約になっておりまして、起案書には、当時、田中部長以下印鑑がついてあります。それで、お聞きしたいのは、このシステムを導入する経過等も資料の中では述べられておるんですけども、このことについて簡単に述べていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

課税課長

システムにつきましては、当時、平成18年、合併を前にいたしました合併協議会の税務分科固定資産小委員会におきまして、旧穂波町、旧筑穂町において導入されておりましたシステム、それから旧庄内町、旧額田町に導入されておりましたシステム、これはGIS九州でございます、の2社に加え、別に新たに2社を加え、システムについて検討いたしております。各社ともシステムデモを行い、基本的な性能におきましては各社とも十分に備えておりましたが、GIS九州がいろんな面でまさっているということから、同社を導入した経緯がございます。

楡井委員

契約をしましたGIS九州という会社と他の3社を比較したというのが資料にも出されておりました、この結果だけを見れば、GIS九州という会社のほうが一番すぐれているということで判断されたというふうに思います。

それで、GIS九州と契約したのは、平成18年も19年も契約したというふうに理解をしていいわけですか。

課税課長

今、委員のおっしゃるとおりでございます。

楡井委員

GIS九州という会社はどのような会社かということについては、どんなふうに理解されておりますでしょうか、御説明願いたいと思います。

課税課長

GIS九州は、昭和61年に設立されております。社員が64名、この中には測量士19名、それから技術士、それから情報処理技術者等が含まれております。資本金5千万円ということで、会社的にも業務的にも、嘉飯山地区におきまして、先ほど申しましたとおり、庄内、額田地区には既に導入した経緯がございます。ということで、理解しております。

楡井委員

質問の趣旨が言い方も悪かったんですけど、この会社は唐津市で汚職で社長が逮捕されているということは御存じありませんか。

課税課長

詳しくは存じませんが、新聞等の情報によりますと、当時の唐津市の総務部長、それから当時のGIS九州の社長、それから仲介人であります不動産会社役員、この3人が共謀いたしまして、GIS九州以外の業者を指名から外そうという3人の打ち合わせを行いまして、予定価格等を漏えいし、公正な入札妨害をしたと聞いております。

楡井委員

この会社は、その事件で3,093万円の仕事を970万円とかいう安い金額で競り落として、そして仕事の内容はデジタル撮影というふうに指定されていたにもかかわらず、アナログ撮影、そういうふうな仕事をして損害を与えていると。この損害に対して、住民の方からの損害賠償請求が市のほうにも出されているというような事件なわけですね。

それで、さらに、なぜ私がこの問題を取り上げるかという、第1回目に飯塚市が随契を結んだ平成18年5月25日というふうに理解しておりますが、後でもし日にちが間違っていたら指摘してください。多分その日。その後、今、課長御報告のあった3社が話し合いをして、随契にしてもらいたいと、業者のほうとしては。その際、飯塚市のようにというような趣旨のことが発言があっているんですよね。部長さんは競争入札にしたいというような話なんですけども、2人の業者の方は随契でということのために、飯塚市が平成18年5月25日に随契になったので、そういうような方向でやってもらいたいなということで、お金が渡ったり、そういう談合があったりという内容になっていると思うんです。そういう趣旨の内容については、全然御存じありませんか。

課税課長

そういう内容については、把握しておりません。

楡井委員

これの結果、社長が逮捕されたことはもちろんですけど、唐津市はGIS九州というところを指名停止にしております。飯塚市はそういう措置はとっておりませんか。

契約課長

株式会社GIS九州でございますけれども、本市の指名停止措置要項等に基づきまして、平成20年1月4日から11月3日まで、10カ月間の指名停止を行っておるところでございます。

楡井委員

それでは、質問を最後にいたしますけども、GIS九州から随契でというような依頼活動といますか、そういう働きかけは市のほうにはなかったでしょうか。先ほどいただいた資料によりますと、当時、印鑑をつかれている方で現在残っておられる方は加藤課長ぐらいでしょうか。大変申しわけないんですが、あて名がこれは井上富士夫、今の事務局長に申請が行われておるということで、そういう意味では名前が出て気の毒いんですけども、田中部長がここにはおられませんが、現在、再任用でどこかで働いておられるというふうにも聞いておりますが、そこらあたりの調査を飯塚市としてはしていただきたいなと思っておりますけども、いかがでしょうか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:55

再開 13:55

委員会を再開いたします。

課税課長

委員のおっしゃるような働きかけ等は一切ございません。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

鯉川委員

質疑外通告でまことに恐縮なんでしょうけども、127ページ、選挙費のところちょっとお尋ねなり確認をさせていただきたいんですけども、我々議員が選挙をやるときは、投票日には公民館なり小学校などに我々の名前が掲示されるわけですけども、農業委員の選挙のとき、これ名前が、私、8年ぐらい前、今はどうなのか、ちょっとそれを確認したいんですけども、名前が掲示されてなかったんで、議員になってすぐ、名前が掲示されてないから何とかできんやろうかと。うちもたまたま農業従事者で選挙権があったもので、おやじを連れていったときに、おやじがかなり高齢でぼけていたもので、投票する人の名前がわからなくて、上を向いていたけども名前がなかったと。だれを入れたらいいとなということで私に聞かれたもので、

だれだれさんですと言ったら、やかましゅう怒られました。

名前が掲示してない、選挙で、おかしいじゃないですかということで選挙管理委員会に言って、担当が是正しますと言われて、その次の選挙のときもやっぱり名前は載ってなかった。今現在、農業委員会のときに名前が掲示されてあるのかどうか、まずお尋ねしたいと思います。

選挙管理委員会事務局長

昨年度は農業委員会の選挙はなかったかと思いますが、その点につきましては後ほど確認いたしまして、お答えさせていただきたいと思います。

鯉川委員

今現在は、名前を掲げるようになっているのか、掲げるようになってないのか、わからないということですか。以前、私が農業従事者で選挙に行っていたときには、名前は掲げてなかった。それから変わったのか、変わってないのか、わからないとおっしゃっているんですか。

選挙管理委員会事務局長

すみません、後ほど、再確認いたしまして、御答弁させていただきたいと思います。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:59

再 開 14:09

委員会を再開いたします。

選挙管理委員会事務局長

投票所の氏名の掲示の件でございますが、法律としましては必ずしも必要ないということでした。ただ、選挙管理委員会のほうの判断で、便宜上、氏名掲示をするのは差し支えないというようなことでございます。

鯉川委員

そげな質問をしてないでしようが。今現在、前回はなかったと、一番直近であったやつは掲示しておったのか、してなかったのかと聞いたんですよ。

選挙管理委員会事務局長

平成14年7月7日が最後の直近の農業委員会の選挙でございますが、このときには掲示してございませんでした。

鯉川委員

掲示義務がないのは、私は知っております。知っておるけども、うちのおやじのように名前を忘れた人とかもあるし、名前を掲示するのって、これは当たり前のことじゃないかと思うんですよ。要するに、選挙人に対しての親切、名前を掲げたらいかん理由というのは何かあるんですか。

選挙管理委員会事務局長

氏名を掲示しないでもいいというようなことはございませんので、この点につきましては、次回、前向きに検討させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

ほかに質疑はないようですから、第1款議会費及び第2款総務費についての質疑を終結いたします。